

3. 申請の手続き

◆ 手続き

- ① 「事前相談書」に相談内容をご記入のうえ事務局と事前相談をしてください。
※事前相談の内容によっては、事務局は他の制度や部署を案内する場合があります。
- ② 事前相談後、「申請書」に必要な書類を添えて提出してください。
- ③ 市からの「決定通知書」が到着後、コーディネーターが派遣され支援が開始されます。
- ④ 支援終了後、アンケートを事務局に提出してください。
※支援終了とは、年度の終了又は1年度あたり5回の派遣を受けたことを示します。
※支援終了後、再度支援を希望する場合、新たに「申請書」を提出する必要があります。

◆ 申請に関する注意事項

【申請】

申請者は、マンション・団地再生の活動を自主的に行うもので、概ね5名以上の住民で構成された検討体制が確立され、次の条件を満たす必要があります。

- ① 市内に分譲されたマンションや団地の管理組合、自治会町内会又はそのいずれかから承認を受けた委員会等
- ② 申請の代表者は、原則、管理組合の理事長又は自治会町内会の長
- ③ 申請者が自治会町内会の場合、申請に関して、原則、管理組合の承諾を得ていること
- ④ 申請者が管理組合の場合、横浜市マンション登録制度への登録していること

【支援回数、費用】

支援に係るコーディネーターの派遣回数は、年度あたり5回、通算で3か年度まで、費用は無料です。
※H26年度は通算3か年度に含まれません。

事務局・事前相談先

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

所在地:横浜市神奈川区栄町8-1ヨコハマポートサイドビル5F

受付時間:9時から17時(土・日曜日・祝祭日を除く)

Tel:045-451-7740 Fax:045-451-7789

E-mail: danchi@yokohama-kousya.or.jp

事業全体のお問い合わせ

横浜市建築局住宅再生課

受付時間:8時45分から17時15分
(土・日曜日・祝祭日を除く)

Tel:045-671-2954

平成26年12月作成

マンション・団地にお住まいの皆様へ

マンション・団地再生 コーディネート支援事業

マンション・団地の『将来検討』の
きっかけづくりを応援します！



横浜市建築局

1. 支援内容

居住者の皆様が主体的に取り組む活動に対し、横浜市が認定したコーディネーターが会合に出席し、取組内容に応じた支援を行います。

取組の具体例

- 将来の建替えに向けて検討する場をつくりたい
- このまま修繕を続けていく場合と建替えを検討した場合ではどちらがいいの？
- 皆がもっと使い易い集会所の改修を検討したい
- 多くの人が交流する集会所の活用方法を検討したい
- 敷地内の公園や空き地の活用方法を検討したい
- 防災活動などイベントを実施したい など



どんなことができるの？

コーディネーターによる支援

支援内容の例

- マンション・団地の将来検討（建物や住環境等）に関するアドバイス
- コミュニティの再生に向けたアドバイス
- 会合への出席（1回あたり3時間程度まで）
- 意見の整理、アドバイス（会合の進行を含む）
- 資料作成（レジメ、議事録、対応策の提言等の作成）
- 資料収集及び資料の提供（文献等からの引用、関連部署の紹介、ワークショップ等）
- 他の専門家の紹介（金銭の負担が発生した場合は、申請者負担になります） など



※設計図面の作成、事業計画の作成、資金計画の作成等は支援内容に含まれません。

2. 具体的な進め方

◆ 事前相談

マンション・団地の再生に向けた課題は、建物やコミュニティ形成、拠点整備など広範囲にわたります。皆様が日頃から抱えている課題や取り組みたい活動など、まずは相談してください。



申請 ↓ 支援決定

◆ 支援（進め方のイメージ）

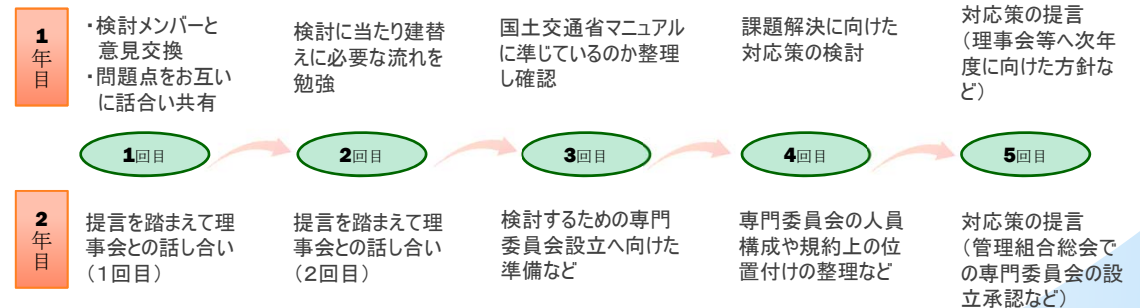
検討の例

管理組合役員の担い手を増やし、理事としての意識を向上させたい
～ 問題意識はあるが、どう進めたら良いかわからない ～

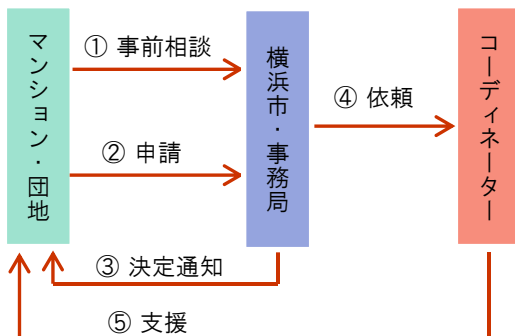


検討の例

理事会の一部で建替え検討を始めているが、進め方が急で共有されていない
～ 一部有志で問題意識があり組織化したいが、全体で問題意識が共有されず前に進まない ～



相談から支援までの流れ



※支援終了後、横浜市・事務局へアンケートを提出

